



－ 目次 －

- 若年層が重視する「仕事と育児の両立」
- 今年は大幅な改正あり！年末調整の作業を確認しましょう
- 10月から義務化された育児支援措置 企業の実施状況は？
- 最低賃金、全国平均1,121 円 過去最大の引上げ
- 精神障害の労災増加、過去最高を更新
- スキマバイト、直前に選んでキャンセルできる？
- 更新手続きを忘れていた！マイナ保険証は使えなくなる？
- 社会保障を支える世代へ 厚生労働白書が若者に注目



速報！

年末調整の前に必ずチェックを！（マイカー通勤の非課税限度額）

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>

マイカー通勤の非課税限度額が改正され、年末調整での対応が必要となるかもしれません。年末調整を行う前には、上記のページで最新情報を必ずご確認ください。

今月の「ニュースレター」の主な情報源は、以下のとおりです。

P.1 若年層が重視する「仕事と育児の両立」



情報源

「若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査」（速報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyuu_ryouritsu/to_pics/tp100618-1_00006.html

若年層の就活では「男性の育休取得率」が重視される傾向が強まっています。男性の取得意向は7割を超え、特に1ヵ月以上を希望する割合が高い点も注目です。

企業選びの基準にもなるため、制度整備に加え、取得者をサポートできる職場体制を示せるかどうか採用・定着のポイントとなります。

P.2

今年は大幅な改正あり！ 年末調整の作業を確認しましょう



情報源

令和7年分の年末調整における留意事項

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm#a-02>

変更された様式

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm#a-05>

源泉所得税関係の各種様式

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/mokuji.htm>

パンフレット「令和7年分 年末調整のしかた」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>

給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター（令和7年9月16日開設）

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm#a-07>

2025年税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、大学生の子を対象とした「特定親族特別控除」の創設が行われました。扶養の年収要件も大きく変わります。

特に以下の点に注意が必要です。

- ・改正により新たに扶養控除の対象となる親族がないか
- ・特定親族特別控除の対象となる親族がないか

▼「扶養の年収要件早見表PDF」は引き続きご購入いただけます。

<https://sr-newsletter.com/hayami/>

ありがたいことに、すでに多くの先生方にご活用いただき、満足度は93.3%でした。

「整理されていてわかりやすい」「顧問先に感謝された」「大変評判がいい」など嬉しい声を多数いただいております。



memo

ニュースレターでは改正点の概要のみお伝えしましたが、noteでは新しい申告書の変更ポイントも詳しく紹介しています。

▼【変更点まとめ】令和7年分（2025年分）年末調整の様式

https://note.com/sr_newsletter/n/naaed477966e7

マイカー通勤の非課税限度額の改正についても、改正後の金額予想を含めnoteで詳しく解説しています。

▼【2025】年末調整の前に必ずチェックを！マイカー通勤の非課税限度額の改正

https://note.com/sr_newsletter/n/nfaefb1be0821

P.4

10月から義務化された育児支援措置 企業の実施状況は？



情報源

改正育児・介護休業法への対応アンケート（労務行政研究所）

<https://www.rosei.or.jp/attach/labo/research/pdf/000089328.pdf>

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

2025年10月から、3歳～小学校就学前の子を育てる従業員に対し、柔軟な働き方のための措置を「2つ以上」講じることが義務化されました。多くの企業は「始業時刻等の変更＋短時間勤務」で対応していることが明らかになりました。

制度導入に加え、対象者への個別周知と意向確認が必須となっている点にも注意が必要です。

P.5 最低賃金、全国平均1,121円 過去最大の引上げ



情報源

令和7年度地域別最低賃金の全国一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html

2025年度の最低賃金は全国平均1,121円となり、全都道府県で初めて1,000円を超えました。引き上げ幅も過去最大で、企業への影響は大きくなります。

今回は発効日が地域ごとに10月から翌年3月まで大きく分かれるため、拠点のある地域ごとのスケジュールを確認し、給与計算の対応漏れがないよう注意が必要です。

P.5 精神障害の労災増加、過去最高を更新



情報源

令和6年度「過労死等の労災補償状況」を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59039.html

精神障害に関する労災補償の請求・支給件数が過去最多を更新しました。背景にはパワハラやカスターマハラメントの増加があり、特に医療・福祉業界で顕著です。

企業としては、職場環境の改善やハラメント防止体制の強化を進めることが急務であり、労災リスクを踏まえた就業規則や相談窓口の整備が重要です。

P.6

スキマバイト、 直前に選んでキャンセルできる？



情報源

いわゆる「スポットワーク」における留意事項等を取りまとめたリーフレットを作成し、関係団体にその周知等を要請しました（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59197.html

2025年7月「スポットワークサービスにおける適切な労務管理へ向けた考え方」を取りまとめました（スポットワーク協会）

https://www.jaswa.or.jp/news/spotwork_250704/

スキマバイト（スポットワーク）は、「応募完了時点で労働契約が成立する」と厚生労働省が見解を示しました。これを受けて主要アプリでは、2025年9月以降は企業側からの直前キャンセルは原則不可となりました。解約可能事由以外でのキャンセルは休業手当の支払いが必要になるとしています。

P.7

更新手続きを忘れていた！ マイナ保険証は使えなくなる？



情報源

マイナンバーカードの有効期限の更新に関する大切なお知らせ（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001505568.pdf>

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにご注意ください。有効期限が切れた場合、資格確認書を送付しています（協会けんぽ）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r7-7/7071601/>

マイナンバーカードには「カード本体」と「電子証明書」の2種類の有効期限があり、混同する人が多いようです。電子証明書が期限切れになると、マイナ保険証としては3か月間の猶予後に利用できなくなります。

協会けんぽでは更新できていない人について資格確認書が事業主宛に送付されるため、本人への速やかな交付が必要です。

P.6

社会保障を支える世代へ 厚生労働白書が若者に注目



情報源

令和7年版厚生労働白書

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59721.html

乱丁・落丁、掲載記事の誤字その他の誤りがありましたら事務局までご連絡ください。
内容へのご質問は恐縮ですが原則として有料となります。

社労士ニュースレター便 事務局

contactdesk@sr-newsletter.com

リンクティブ株式会社

TEL：050-3529-5892

FAX：050-1712-6953